

新型コロナウイルス（COVID-19） 対策ガイドライン〔社内用〕 rev.06

2020年8月6日更新

株式会社生出 マネジメントシステム推進室

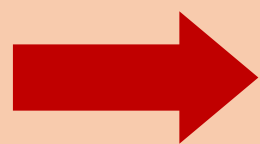


企業体にとってどのような脅威となりうるか- I

■ 実際に感染者が発生したらどうなる？

＝ 適切な措置※が完了するまで**操業不能**となる可能性があります。

- 社内感染の疑いのある全ての従業員(濃厚接触者)の検査が完了するまで、
該当職域での操業は実質的に困難となると予測されます。
- 業務エリアごとの感染遮断策など、社内二次感染に対する対策を講じていなかった場合、
事業所全体の閉鎖の可能性もあります。
- 専門事業者による事業所の消毒・洗浄等の措置を行う間、
該当職域での操業は一時的に停止する必要があります。



事業継続上の重大な脅威であり、
代替生産や予備在庫対応などのBCP策定の検討要。

※ 上記想定は労働相談情報センター(飯田橋)へ電話にて相談した内容をベースとしています。

企業体にとってどのような脅威となりうるか-Ⅱ

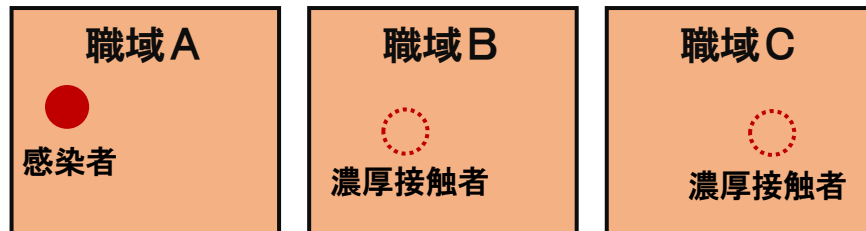
■ 社内感染者発生後に想定される対応(政府指針未決定の為、例示として)

ケースⅠ



職域 A の従業員に対する安全配慮義務が発生し、**A 職域に関して**は業務停止となる可能性ありとの見解。濃厚接触者に該当する職員は帰国者・接触者電話相談センターの指示に従うこととなり、A 職域は専門事業者による消毒・洗浄が行われる。職域 B・C に関しては、業務遂行が可能となる場合がある。

ケースⅡ



感染者と濃厚接触者の所属職域全てに対し、一時的に業務停止となる可能性ありとの見解。A～C 内の濃厚接触者全員に対する検査、及び全職域の必要箇所専門事業者による消毒・洗浄が行われる。この場合、職域 B・C についても従業員への安全配慮義務が生じ、これを踏まえた上で業務継続ないし停止の判断を行う。

上記の想定条件として、**職域ごとに一定の感染遮断体制が確立している**ことが挙げられる。実際の中小企業等の場合には、単一の施設内で業務に従事する社員の職域間の往来・接触を完全に遮断することは困難であり、全職域に渡って休業を余儀なくすることになるのでは、とのこと。また、こうした「従業員が感染した後」の対応についての**政府見解は未だ出されておらず、週内(3月7日頃)を目途に何某かのガイドラインが示されるのでは、と予測。**

※ 上記対応は労働相談情報センター(飯田橋)へ電話にて相談した内容をベースとしています。

感染予防ガイドライン-I

■ 社内・社外・出入時などにおける注意事項

分類	項目	対象	方法	備品・書類
社内	感染懸念部位の除菌	ドアノブ／会議用テーブル／照明スイッチ類／OA機器周り／便器周り／電話機周り	次亜塩素酸ナトリウム(台所用漂白剤など)を水で薄め、消毒液として使用。一日二回(朝・昼)スプレーで塗布し、ペーパータオルなどで拭き取る。	* 台所用漂白剤 * プラスチック容器(スプレータイプ) * ペーパータオル
	会議等実施時の注意点	社内会議／朝礼／その他	会議等における着座時の対面距離は2メートル以上を確保し、また隣席との間隙を十分に取るなどの感染予防配慮を行う。また出席には極力マスクの着用を励行する。また週初の朝礼についてはパートスタッフを除く社員のみ参加とし、必要事項を簡潔に全体共有するものとする。またこの際もマスクの着用を励行する。	* 配布用マスク (本社で購入し必要数を適宜配布)
	作業場内での感染予防	本社製造G・資材物流G／長岡事業所／東松原事業所／長野事業所	社内感染者発生時を想定し、濃厚接触者数、並びに全社的な操業停止の可能性を低減する為、実作業(デスクワークを除く)を行う各作業場内においては極力、マスク着用を励行する。	* 配布用マスク (本社で購入し必要数を適宜配布)
	加湿器使用及び室内換気の励行	全職域	市販の加湿器を設置し、該当エリア利用時に加湿を行う。水補給は当番制とする。またウイルス飛沫等の感染物質が室内に滞留することを防ぐ為、休憩時間(午前・午後)、昼休みの合計3回、室内換気を実施する。	* 加湿器(必要数)

感染予防ガイドライン-Ⅱ

■ 社内・社外・出入時などにおける注意事項

分類	項目	対象	方法	備品・書類
社外	外部者との接触に対する感染予防	多人数での打合せ／公共交通機関利用による移動／展示会、研修会等への参加／出張 など	不要不急の外出を避け、特に展示会、研修会、大規模な会議体等、不特定多数の外部者との接触が予想される場については、極力参加を控える。止むを得ず参加する際には、マスク着用(可能な範囲で)並びに、外部者との接触後の手洗いを励行する。	* 配布用マスク (本社で購入し必要数を適宜配布)
出入り	出勤時健康状態チェック	全従業員	37.5℃以上の発熱、かつ咳などの呼吸器症状について、出勤時にチェックを実施。4日以上に渡り当該症状が継続する場合は出勤せず、『帰国者・接触者電話相談センター(8ページ目)』に確認の上、指定の医療機関を受診し、結果を速やかに報告する。 ※ 感染者発生の際の報告系統: 各職域管理者⇒総務⇒社長・推進室	* 非接触体温計
	帰社時の感染予防策	営業活動、打合せ等から帰社した社員	消毒用せっけん使用による手洗いの励行(消毒用アルコールは入手困難な為、社員は極力手洗いをを行う)。	* 消毒用せっけん * 注意喚起パネル(厚労省作成のもの)
	来訪者からの感染予防策	全来訪者	掲示パネル(11ページ目)設置による、身体症状の有無確認(来訪者全員にマスクお渡し)、入社前の手指洗浄のお願い。	* 掲示パネル(『ご来社の方は手指のアルコール洗浄をお願い致します』/『発熱と呼吸器系の症状がおありの方は事務員までお声掛け下さい』など) * 消毒用アルコール容器

感染予防ガイドライン-Ⅲ

■ 感染が懸念される社員への対応

症状発生からの日数	1日目	2日目	3日目	4日目以降
管理者の対応	<p>◎ 該当症状がある場合は休業を指示する。尚その際、医療機関の受診を促し、診断内容の報告(口頭)を求める。会社側から休業指示を下す場合は、休業手当を支給する旨、本人が希望する場合は年休取得も認める。 (休業指示の判断を下すにあたっては、当該症状のみならず、①海外渡航者と接触の有無、②患者又は感染懸念者と二週間以内に接触の有無、③同居家族に同様の症状の有無、などの状況を総合的に勘案して決定する)</p> <p>◎ 休業するか否かに関わらず、毎日症状の報告をしてもらう (体温、呼吸器症状の有無など)</p>			<p>◎ 休業指示 (4日目以降は休業させても企業負担とはならない)</p> <p>◎ 帰国者・接触者電話相談センターへの連絡を指示し、結果を報告してもらう。 (センターから「検査の必要なし」と言われた場合も、医療機関の受診を促し、当該症状が継続している場合は、症状が治まるまで休業指示を継続する)</p>

■ 子供の休校措置による保護者(社員)の休業に関して

 原則的には本人都合による休業扱いとなります。
 尚、3月2日付けにて、臨時休校で休職を余儀なくされる保護者への助成金制度が創設されました。

■ 実際に感染が確認された場合の当事者(社員)の休業に関して

 4日以上に渡る傷病が原因の休業については、健康保険組合からの傷病手当(給与の2/3程度)が支給されます。
 個別の対応となりますので、詳細は総務・経理Gまで確認願います。

感染予防ガイドライン-IV

■ 感染が懸念される社員への対応(フローチャート)

本人、又は家族に37.5℃以上の発熱や呼吸器症状・倦怠感がある

1日目～3日目

上司へ症状報告の上、出社可否の指示を仰ぐ

該当の症状だけでなく、下記の状況を総合的に判断して出社／休業の指示を下す。

- ① 海外渡航者と接触の有無
- ② 患者又は感染懸念者と二週間以内に接触の有無
- ③ 同居家族の症状

休業の場合は本人意思によりいずれかを選択

会社指示による休業

給与（日額）の6割程度を会社負担にて支給。

年休取得による休業

年次有給休暇の消化扱いとなり、給与は全額支給。休業手当はなし。

4日目*

※ 高齢者の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患など基礎疾患がある方、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤などを投与されている方は、2日程度

上司へ症状報告の上、保健所の相談窓口へ連絡

上司に症状の報告をした上で、「帰国者・接触者電話相談センター（連絡先等は次頁のリスト参照）」へ連絡。

新型コロナ外来
受診が必要

新型コロナ外来受診

検査の
必要あり

PCR検査実施

陽性

入院

感染症指定医療機関等へ

BCP発動

検査の必要なし

陰性

新型コロナ外来
受診は不要

自宅で安静

又は

通常の医療機関受診

休業し、健保からの傷病手当（給与の2/3程度）を支給。

症状が
回復

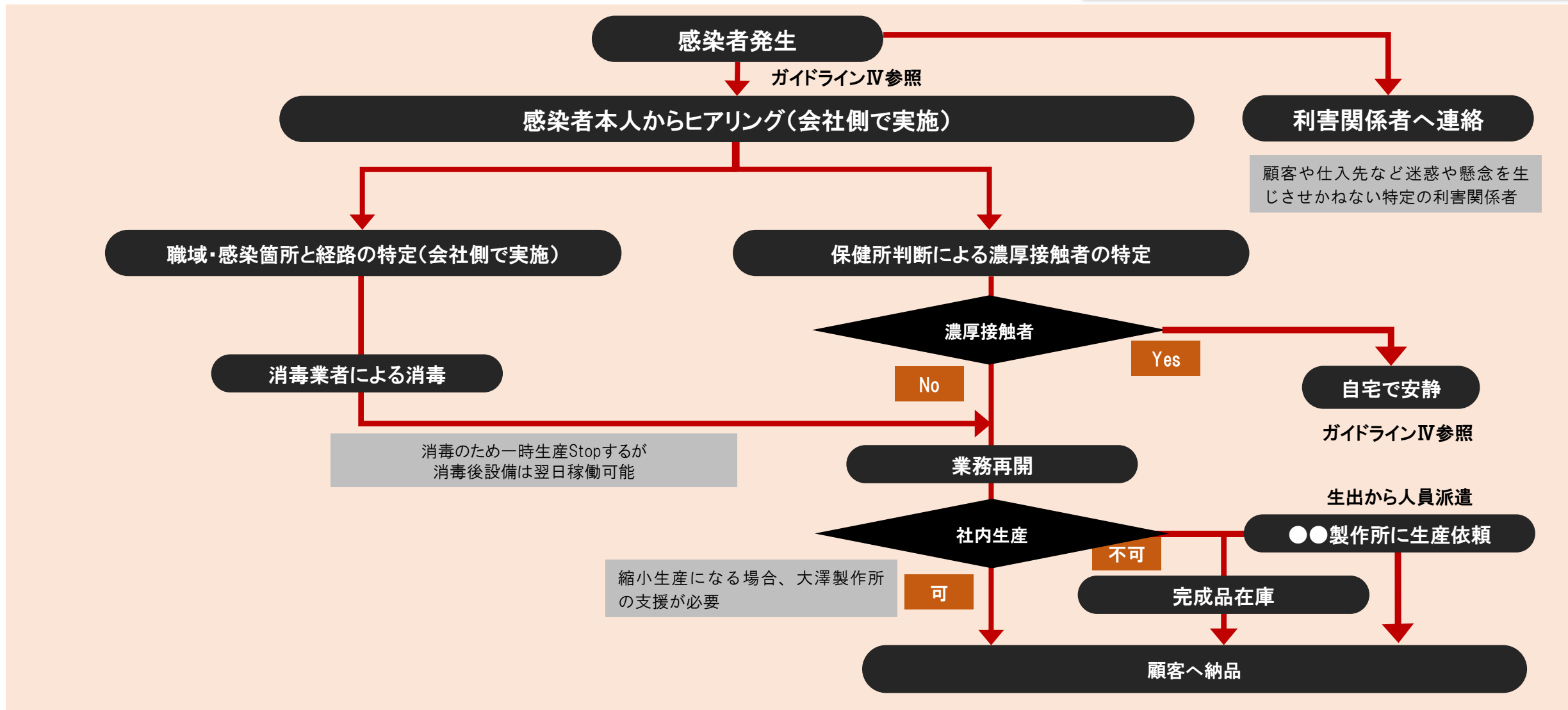
上司に報告の上、出社

症状が治らない場合は
再度窓口相談へ

感染予防ガイドライン-V

■ 感染者発生時の対応(フローチャート)

会社方針
生産は一時的にStopするが供給は止めない



帰国者・接触者電話相談センター

■平日日中の問い合わせ先

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	昭島市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	あきる野市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	稲城市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	青梅市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	奥多摩町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
か	清瀬市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	国立市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	小金井市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	国分寺市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	小平市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	狛江市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
た	立川市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	多摩市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	調布市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
な	西東京市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
は	八王子市	八王子市保健所	042-645-5195	平日8:30-17:15
	羽村市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	東久留米市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	東村山市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	東大和市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	日野市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	日の出町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	檜原村	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	府中市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	福生市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
ま	町田市	町田市保健所	042-724-4238	平日9:00-17:00
	瑞穂町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	三鷹市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵野市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵村山市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00

■平日17:00～翌9:00、及び土日祝日の問い合わせ先

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター 03-5320-4592

感染者発生後の対応について (西多摩保健所にヒアリング)

■平日日中の問い合わせ先

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	昭島市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	あきる野市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	稲城市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	青梅市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	奥多摩町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
か	清瀬市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	国立市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	小金井市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	国分寺市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	小平市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	狛江市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
た	立川市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	多摩市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	調布市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
な	西東京市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00

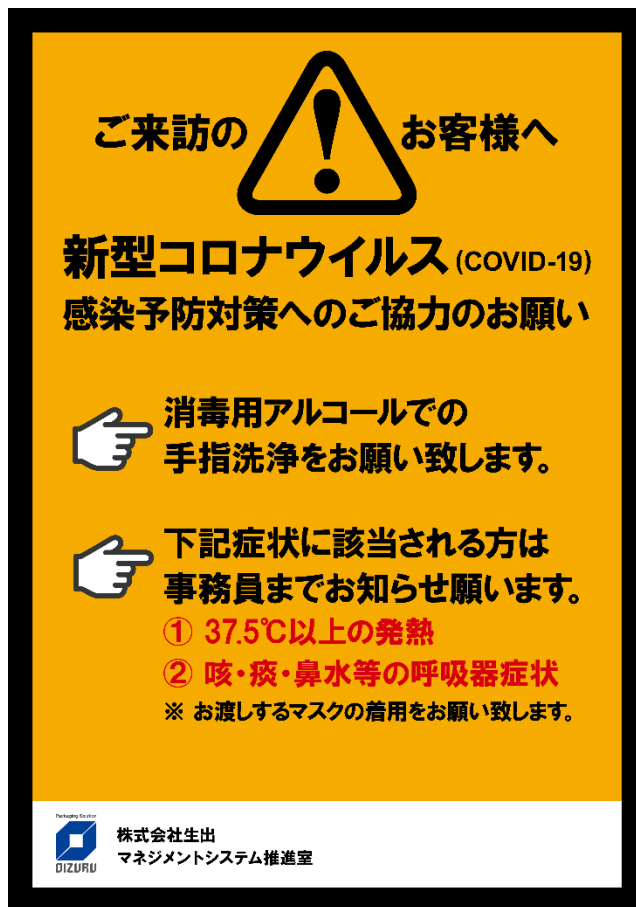
	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
は	八王子市	八王子市保健所	042-645-5195	平日8:30-17:15
	羽村市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	東久留米市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	東村山市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	東大和市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	日野市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	日の出町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	檜原村	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	府中市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	福生市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
ま	町田市	町田市保健所	042-724-4238	平日9:00-17:00
	瑞穂町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	三鷹市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵野市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵村山市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00


■平日17:00～翌9:00、及び土日祝日の問い合わせ先

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター 03-5320-4592


注意喚起パネル（自社作成）


■2F事務所入り口での注意喚起パネル



ご来訪の  お客様へ


新型コロナウイルス (COVID-19)
感染予防対策へのご協力をお願いします

 消毒用アルコールでの
手指洗浄をお願い致します。

 下記症状に該当される方は
事務員までお知らせ願います。

- ① 37.5℃以上の発熱
- ② 咳・痰・鼻水等の呼吸器症状

※ お渡しするマスクの着用をお願い致します。


 株式会社生出
マネジメントシステム推進室

2F事務所入口に左図のようなパネルと手指消毒用のスプレー容器を設置しています。また、来訪者から該当症状の申告があった場合は、営業事務担当者からマスク配布と着用願いを行って下さい。
※基本的には来訪者ご自身からの自己申告制とします。

この薬液は漂白剤ベースです。手指の消毒には使用しないで下さい。

■社内消毒励行パネル



 **新型コロナウイルス (COVID-19)**
感染予防用：事務所内備品消毒液

 下記の部位・備品類を中心に
消毒の励行をお願いします。

ドアノブ／会議用テーブル／照明スイッチ類／
OA 機器周り／便器周り／電話機周り

 株式会社生出
マネジメントシステム推進室



各職域に左図のような薬剤設置箇所を設けています。上長の指示に従い、該当箇所を中心とした消毒を励行願います。

代替生産と予備在庫確保体制について（調整中）

■ 予備在庫確保体制について



■ 長岡事業所（西多摩運送（株）西東京物流センター内）

⇒ メインサプライヤーである旭化成からの材料供給停止事態に備え、サンテックフォーム原反在庫を通常の130%倍程度まで増量対応。



■ 臨時倉庫

（西多摩運送（株）瑞穂物流センター）

⇒ 社内感染者発生による一時的な事業停止状態に備え、一部製品在庫を平時の130%程度まで積み増し。